



# 秋田県公報

## 目次

告示	ページ
生活保護法による医療機関の指定(六四四・福祉政策課)……………	1
生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(六四五・福祉政策課)……………	2
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(六四六・大館保健所)……………	2
結核予防法による医療機関の指定(六四七・湯沢保健所)……………	2
肥料の登録(六四八・六四九・水田総合利用課)……………	3
道路区域の変更(六五〇・六五一・道路環境課)……………	3
開発行為に関する工事の完了(六五二・由利地域振興局建設部)……………	4

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	診 療 科 名	指 定 年 月 日
神岡診療所	医療法人 紀信会 理事長	仙北郡神岡町神宮寺字本郷下六十四番一	内科、循環器科	平成十六年五月十四日
つばさ薬局 横手店	有限会社 ビティアル 代表取締役	横手市横手町字一ノ口七十七一	調剤薬局	平成十六年六月一日
蔵小路歯科クリニック	佐々木 圭 介	由利郡岩城町亀田大町字蔵小路十一	歯科、小児歯科	平成十五年十二月十二日
湊クリニク	医療法人 深水会 理事長	横手市横手町一ノ口二十七番地一	内科、精神科、神経科、心療内科	平成十六年七月一日

## 告 示

公告	ページ
特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(県民文化政策課)……………	5
土地改良区の役員の変更及び就任の届出(北秋田地域振興局農林部)……………	5
土地改良区の役員の変更及び就任の届出(秋田地域振興局農林部)……………	5
土地改良区の定款変更の認可(由利地域振興局農林部)……………	6
土地改良区の役員の変更及び就任の届出(仙北地域振興局農林部)……………	6
特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定(下水道課)……………	7
特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)……………	7
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)……………	7
特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)二件……………	8

秋田県告示第六百四十四号  
 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。  
 平成十六年八月六日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

ひまわり調剤薬局	有限会社 デイジー 代表取締役	大館市字土飛山下二十六番地九	調剤薬局	平成十六年七月一日
----------	--------------------	----------------	------	-----------

秋田県告示第六百四十五号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の

規定に基づき、告示する。  
 平成十六年八月六日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
神岡診療所	医療法人 神岡診療所 理事長	仙北郡神岡町神宮寺字本郷下六十四番地一	平成十六年三月十七日
つばさ薬局横手店	有限会社 テクノプライム 代表取締役	横手市横手町字二ノ口七十七一	平成十六年五月三十一日
湊クリニック	湊 浩一郎	横手市横手町一の口二十七番地一	平成十六年六月三十日
有限会社 ひまわり調剤薬局	有限会社 ひまわり調剤薬局 代表取締役	大館市字土飛山下二十六九	平成十六年六月三十日

秋田県告示第六百四十六号  
 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があったので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第六百四十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年八月六日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	辞退年月日
アイン薬局 大館店	大館市御成町三丁目二五	平成十六年七月三十一日

アイン薬局 比内店	北秋田郡比内町扇田字山崎四十 六五	平成十六年七月三十一日
-----------	-------------------	-------------

名称	菅クリニツク	所在地	雄勝郡稲川町三梨字下宿五十八番地一	指定年月日	平成十六年七月一日
----	--------	-----	-------------------	-------	-----------

秋田県告示第六百四十八号  
 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき、公告する。  
 平成十六年八月六日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

登録番号	秋田県 第二百八号	肥料の種類 及び名称	混合有機質肥料 五つ星 有機		保証成分量（%） その他の規格	窒素全量四・〇 リン酸全量三・〇 カリ全量一・〇		氏名又は名称	生産者	住所	登録の有効期間
	有限会社 サンワイズ		秋田市保戸野鉄砲町四番地二十五号	平成十六年七月二十八日 から平成十九年七月二十七日まで							

秋田県告示第六百四十九号  
 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年八月六日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

登録番号	秋田県 第二百七号	肥料の種類 及び名称	混合有機質肥料 「米の精」肥料五号		保証成分量（%） その他の規格	窒素全量四・〇 リン酸全量三・〇 カリ全量一・〇		氏名又は名称	生産者	住所	登録の有効期間
	有限会社 サンワイズ		秋田市保戸野鉄砲町四番地二十五号	平成十六年七月二十八日 から平成十九年七月二十七日まで							

秋田県告示第六百五十号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十六年八月六日

秋田県知事 寺 田 典 城



公 告

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 秋田県秋田市土崎港北一丁目六番二五号  
 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反田悦生

二 開発区域(第一工区)に含まれる地域の名称  
 秋田県由利郡矢島町元町字間木一二番一、一三一番

計二筆

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。  
 平成十六年八月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請のあつた年月日  
 平成十六年七月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
 特定非営利活動法人秋田県北NPO支援センター

三 代表者の氏名  
 明石喜美

四 主たる事務所の所在地  
 大館市字大町五十七番地

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、男女共同参画事業の推進をはじめとする市民活動の促進に関する事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

六 定款の変更内容  
 入会金及び会費の変更

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、大館市土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。  
 平成十六年八月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名

大館市大茂内字諏訪下百七十番地二  
 " 字長木川南二百四十五番地

渡 辺 修 一  
 桜 庭 勇 一

大館市積内字小積内二十二番地  
 " 雪沢字水沢八番地二  
 " 下代野字中道北三十九番地三  
 " 字鉄砲場三十六番地  
 " 茂内字和田表二十一番地一  
 " 芦田字字寶神南二十二番地  
 " 沼館字神館三番地  
 " 字長木川南二百九十番地

二 就任理事の住所及び氏名  
 大館市雪沢字水沢八番地二  
 " 芦田字字芦田三十二番地  
 " " 字寶神南二十二番地  
 " 字長木川南二百九十番地  
 " 下代野字中道南三十五番地一  
 " 大茂内字諏訪下百七十番地二  
 " 柄沢字柄沢四十番地一  
 " 字鉄砲場三十六番地  
 " 茂内字和田表二十一番地一  
 " 下代野字中道北三十五番地一  
 " 雪沢字雪沢七十五番地四  
 " 沼館字神館三番地  
 " 積内字小積内二十二番地  
 " 字長木川南二百四十五番地

三 退任監事の住所及び氏名  
 大館市字鉄砲場三十九番地  
 " 芦田字字芦田三十二番地  
 " 芦田字字芦田三十二番地  
 " 大館市字鉄砲場三十九番地  
 " 下代野字中道北六十四番地五  
 " 芦田字字芦田三十二番地

四 就任監事の住所及び氏名  
 大館市字鉄砲場三十九番地  
 " 下代野字中道北六十四番地五  
 " 芦田字字芦田三十二番地

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、南秋田郡真崎堰土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。  
 平成十六年八月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名

南秋田郡五城目町馬場目字帝釈寺百八十番地  
 館越字館回二百三十六番地  
 高崎字下川原五十三番地  
 上樋口字切樋百三十九番地  
 大川西野字中谷地五十六番地の二  
 大川谷地中字前田面十一番地  
 大川石崎字家ノ前二十八番地  
 大川下樋口字屋敷二十番地  
 大川大川字東家布九十八番地の一  
 井川町今戸字寺ノ内百二十五番地  
 " 字力子田百七十一番地三  
 " 北川尻字海老沢村五番地一  
 飯田川町飯塚字鳥木沢二百十三番地

千種 甚也  
 驚谷 與助  
 遠藤 保雄  
 伊藤 理久夫  
 小松屋 久夫  
 笹川 哲男  
 加藤 満朗  
 佐藤 久兵衛  
 加藤 孝一郎  
 猿田 源一  
 舘岡 敏雄  
 本間 善信  
 宮川 正實

二 就任理事の住所及び氏名

南秋田郡五城目町馬場目字帝釈寺百八十番地  
 館越字館回二百三十六番地  
 高崎字下川原五十三番地  
 上樋口字切樋百三十九番地  
 大川西野字中谷地五十六番地の二  
 大川谷地中字前田面十一番地  
 大川石崎字家ノ前二十八番地  
 大川大川字ウツフケ八十八番地の五  
 " 字東家布九十八番地の一  
 井川町今戸字寺ノ内百二十五番地  
 " 字力子田百七十一番地三  
 " 北川尻字海老沢村五番地一  
 飯田川町飯塚字鳥木沢二百十三番地  
 退任監事の住所及び氏名  
 南秋田郡五城目町上樋口字切樋五十九番地  
 " 大川大川字田屋前十番地の三  
 " 飯田川町飯塚字飯塚二十七番地  
 就任監事の住所及び氏名  
 南秋田郡五城目町上樋口字切樋五十九番地  
 " 大川大川字西屋布四十四番地

鳥井 克己  
 金子 栄作  
 鳥井 克己  
 千種 甚也  
 驚谷 與助  
 遠藤 保雄  
 伊藤 理久夫  
 小松屋 久夫  
 工藤 満朗  
 加藤 孝一郎  
 佐藤 久兵衛  
 加藤 孝一郎  
 猿田 源一  
 舘岡 敏雄  
 本間 善信  
 宮川 正實

南秋田郡飯田川町飯塚字飯塚二十七番地

車屋 善也

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、本荘市東由利町土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十六年七月二十七日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

秋田県知事 寺田 典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、秋田県仙北平野東部土地改良区から次のとおり役員の変更があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

秋田県知事 寺田 典城

一 退任理事の住所及び氏名

仙北郡太田町国見字石縄手四十三番地の一  
 " 字砂溜百三十番地  
 " 字老本塚十二番地  
 " 字大動防百二十五番地  
 " 字小泉六十九番地  
 " 字碓六十番地  
 " 駒場字中村百十一番地  
 " 字沖田十七番地  
 " 字高倉百十四番地  
 " 字板戸九十四番地  
 " 字赤坂五十番地の一  
 " 横沢字沢窪三十一番地  
 " 中里字二十町六十四番地  
 " 中仙町清水字反目四十九番地  
 " 字切上百三十八番地  
 " 字下黒土千八十六番地  
 " 字野口天王百四十九番地  
 就任理事の住所及び氏名  
 仙北郡太田町国見字石縄手四十三番地の一  
 " 字砂溜百三十番地  
 " 字老本塚十二番地

藤澤 将利  
 小松 幸進  
 小松 幸進  
 藤澤 将利  
 小松 文一郎  
 高島 良市  
 佐藤 淳治  
 千葉 長一  
 伊藤 長一  
 高橋 哲美  
 加藤 哲美  
 佐々木 利男  
 長澤 春男  
 加藤 幸政  
 伊藤 喜由  
 田口 雅和  
 小松 節郎  
 藤澤 幸進  
 小松 幸進

仙北郡太田町国見字大動防百二十五番地

字碓六十番地

字南村二百五十三番地の二

字四ツ橋百二十一番地の一

駒場字中村百十一番地

字沖田十七番地

字板戸九十四番地

字羽黒堂八十二番地

字二ツ塚七十八番地

横沢字沢窪三十一番地

中里字二十町六十四番地

中仙町清水字北又四十八番地

字切上九十二番地

字下黒土千八十六番地

字野口天王百四十九番地

三 退任監事の住所及び氏名

仙北郡太田町国見字新山三十九番地

字南村二百五十三番地の二

中仙町清水字新田清水四十二番地

四 就任監事の住所及び氏名

仙北郡太田町国見字夏瀬二百五十番地

字相野百三十番地

中仙町清水字新田清水四十二番地

特定調達契約について次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成十七年政令第三百七十二号)以下「令」という。(第十一条の規定に基づき、公示する。

平成十六年八月六日

秋田県知事 寺田 典城

一 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

秋田県流域下水道汚泥炭化施設建設工事

汚泥炭化施設 土木建築 一式

機械設備 一式

電気設備 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

藤沢節郎

田口雅和

佐々木信尾

佐々木清兵衛

伊藤喜由

加藤幸政

佐々木利男

長澤信徳

伊藤克輝

高橋茂

伊藤長一

安部昌治

三浦薫

高畠良市

小松文一郎

高橋清剛

佐々木信尾

高橋正俊

草薨文雄

小松葵

高橋正俊

建設交通部下水道課 秋田市山王四丁目一番一号

随意契約の相手方を決定した日

平成十六年七月二十日

随意契約の相手方の名称及び住所

日本下水道事業団 東京都港区赤坂六丁目一番二十号

随意契約に係る契約金額

二十九億四千三百万円

随意契約の理由

令第十条第一項第一号に掲げる理由による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年八月六日

秋田県知事 寺田 典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

循環器検診車 一台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十七年三月三十日(水)

(四) 納入場所

秋田県総合保健事業団

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に

規定する県の休日を除き、平成十六年八月六日(金)から同月十六日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年八月二十日(金)午前十一時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十六年八月六日

一 入札に付する事項

秋田県知事 寺田典城

(一) 購入物品の名称及び数量

胸部撮影検診車 一台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十七年三月三十日(水)

(四) 納入場所

秋田県総合保健事業団

二 入札に参加する者に必要な資格等

(一) 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(一) 入札の方法

(一)の資格に係る申請  
(二)の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を三(一)に掲げる場所へ平成十六年九月七日(火)までに提出すること。  
審査申請書を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年八月六日(金)から同年九月十四日(火)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年九月二十一日(火)午後一時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

(四) 秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。

落札者の決定方法  
 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要  
 提出書類等

(六) 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出するもの。

(七) その他

七 概要  
 詳細は、入札説明書による。

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : X-Ray Van for Mass Chest Examination 1 Vehicle
- 2 Time-limit of tender : 1:30 P.M. 21 September, 2004
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年八月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品の名称及び数量  
 子宮検診車 一台
- (二) 購入物品の仕様等  
 入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限  
 平成十七年三月三十日(水)
- (四) 納入場所  
 秋田県総合保健事業団

二 入札に参加する者に必要な資格等  
 (一) 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(二) 資格に係る申請

(1) 資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格

(2) 審査申請書を三(一)に掲げる場所へ平成十六年九月七日(火)までに提出すること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)

入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を除き、平成十六年八月六日(金)から同年九月十四日(火)規定する県の休日を除き、平成十六年八月六日(金)から同年九月十四日(火)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年九月二十一日(火)午後一時四十五分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十条から第百六十三条

までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要

(六) 提出書類等  
 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出するもの。

(七) その他  
 詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased : Uterine Cancer Examination Car

2 Time-limit of tender : 1:45 P.M. 21 September, 2004

3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十六年三月三十日(号外第五号)掲載の秋田県教育委員会訓令第一号(秋田県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令)  
 (原稿誤り)

二五ページ下段二三行目は次のとおり誤り。

別表第一第一号の表第四号(二)中「班長以外」を「課長等及び班長以外」に改め、同号(二)を同号(三)とし、同号(一)を同号(二)とし、同号(二)の前に次のように加える。

(一) 課長等(課長及び政策監をいう。以下この表において同じ。) 教育次長

別表第一第一号の表第五号から第九号まで及び第十一号の事項名欄中「課長」を「課長等」に改め、別表第一第一号の表に次の一号を加える。

発行者 秋 田 県

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 印刷所

秋田県山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五  
 E-mail:matsubara@matsubaranatsushu.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原繁雄